

美作市情報公開条例第12条第1項に基づく諮問について(答申)

平成25年6月25日

美作市長 道上政男様

美作市情報公開・個人情報保護審査会

会長 判野裕作

平成25年3月4日付美作ク建第131号に係る下記の諮問について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第9号

美作クリーンセンター建設工事プロポーザル参加資格要件の建設実績(以下、「本件公文書」という。)の公開請求に対し、部分公開とした決定(美作ク建第117号)に対する、個人A<原文実名>(以下「異議申立人」という。)がした異議申立てについての諮問

(別紙)

第1 当審査会の結論

本件公文書について部分公開決定とした美作市長の決定は、妥当である。

第2 異議申立て及び審査の経緯

1 異議申立人からの公文書公開請求

異議申立人は、平成25年1月10日、美作市長に対し、美作市情報公開条例(平成17年美作市条例第10号、以下、単に「条例」という。)第6条第1項に基づき、「参加資格審査申請書を提出した法人等が添付書類として提出した建設実績が分かる書類」について、公文書公開請求をした。

2 部分公開決定

上記1の公開請求に対し、美作市長は、請求のあった公文書を本件公文書と特定した。

そして、美作市長は、平成25年1月25日、エスエヌ環境テクノロジー株式会社及び内海プラント株式会社以外の企業から提出された「建設実績」中の情報の一部について非公開とし、その余の情報を公開する部分公開決定(美作ク建第117号)を行った。

また、美作市長は、異議申立人に対し、当該部分公開決定を通知した。

3 異議申立て

上記2の部分公開決定に関し、異議申立人は、美作市長に対し、平成25年2月5日、本件公文書を公開することを求める異議申立てを行った。

これを受け、美作市長は、平成25年3月4日、条例第12条第1項に基づき、当審査会に対し、諮問第9号に係る諮問を行った(美作ク建第131号)。

4 理由説明書の提出

美作市長は、当審査会に対し、平成25年3月28日、美作市情報公開・個人情報保護審査会運営要領(以下「運営要領」という。)第3条第1項に基づき、

部分公開決定についての理由説明書を提出した(美作ク建第143号)。また、当審査会は、異議申立人に対し、運営要領第3条第2項に基づき、理由説明書の写しを送付した。

5 意見書の提出

異議申立人は、当審査会に対し、平成25年4月24日、運営要領第4条第1項に基づき、「理由説明書に対する意見について」という表題の下、上記4の理由説明書に対する意見書を提出した。また、当審査会は、美作市長に対し、運営要領第4条第2項に基づき、意見書の写しを送付した。

6 審査会の開催

当審査会は、平成25年6月3日、平成25年度第1回美作市情報公開・個人情報保護審査会を開催し、諮問第9号について協議を行った。

第3 異議申立人の主張の概要

美作市長は、プロポーザルの審査において最後まで残った2社の建設実績を公開しながら、審査の途中で脱落・辞退した3社の建設実績を条例第9条第3号(法人等情報)に基づき非公開とした。

しかし、条例第9条第3号からは合理的な根拠を見出すことはできないし、他の条文からも合理的な根拠を見出すことはできない。

また、美作市が公開している他の入札情報では、落札できなかった法人名はもちろんのこと、失格者についても情報公開されているのが実態であり、他の市町村においても同様である。

よって、本件処分の取消しを求める。

第4 美作市長の主張の概要

エスエヌ環境テクノロジー株式会社及び内海プラント株式会社の2法人は、プロポーザルの最終審査まで進み、それぞれ優先交渉権者及び優先交渉権次点者に

選定されており、また、美作クリーンセンター建設工事審査講評で法人名が公表されているため、建設実績についても公開することとした。

他方、それ以外の3法人については、プロポーザル審査を途中で失格又は辞退しており、そのような情報は、通常、法人等にとっては秘匿したい情報である。

そのため、これら3法人の建設実績を公開すれば、3法人の名称が明らかになり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれは否定できないので、建設実績の法人名の箇所及び他の情報と照合することにより法人名が推測されるおそれがある箇所について、条例第9条第3号(法人等情報)に基づいて非公開とし、その他の部分については公開することとした。

第5 当審査会の判断

1 本件と類似の事案に関する答申例

内閣府情報公開審査会の平成15年12月19日付答申及び平成16年4月27日付答申は、いずれも、民間企業から提出された提案書類について、

「法人等の有する技術上のノウハウ等が含まれていることから、仮に法人名を除いたとしても、これが公にされれば、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれは否定できず、…不開示情報に該当する」

「法人等にとって、どのような案件をどのような提案公募事業に応募したかという情報は内部管理情報であって、採択された場合は別として、通常は競合他社には知られたくない情報であり、ましてや不採択になったという情報は秘匿したい情報である」

などとして、提案内容に係る情報を非公開とした原処分を妥当であると判断した。

以下、これらの答申例を踏まえて本件を検討する。

2 本件の検討

本件公文書のうち非公開とされた部分には、美作クリーンセンター建設工事

プロポーザルに応募し失格及び辞退となった企業の名称のほか、当該企業に建設工事を発注した機関の名称、当該企業が過去に建設工事を手がけた施設の名称、当該施設の所在地、建設期間、稼働期間、施設規模(例えば、一般廃棄物処理施設の場合、1日あたりに処理できる廃棄物の量)等が記載されている。

これらの情報のうち、企業の名称が公開されると、当該企業が美作クリーンセンター建設工事プロポーザルに応募して失格及び辞退となったことが明らかとなり、当該企業の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

また、一般廃棄物処理施設建設工事は、他の建設工事と異なり、件数自体がそれほど多くなく、建設工事を手がける業者も多数あるわけではないことから、企業の名称以外に非公開とされた情報が公開された場合も、当該企業の名称が推測されるおそれがあり、やはり当該企業の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

3 まとめ

よって、本件公文書のうち非公開とされた情報はいずれも、条例第9条第3号に該当するから、本件公文書について部分公開決定とした美作市長の決定は、妥当である。

以 上

施工及び稼働実績証明書

平成24年 3月13日

様

申請者 住所
名称
氏名

下記工事の施工実績を証明願います。

記

工事名	
施工場所	
契約金額	
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
稼働期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月 (延べ 年 ヶ月間)
請負業者名	
工事概要	一般廃棄物処理施設 ・全連続燃焼式焼却炉: t / 24h × 2炉 計 t / 日 (ストーカ炉方式) ・マテリアルリサイクル推進施設: t / 5h 計 t / 日 ・余熱利用: ボイラータービン式発電設備: 発電出力 kw / h 白煙防止、場外温水供給 ・土木建築工事: 併せ産廃モデル施設棟、計量棟、洗車棟 マテリアルリサイクル推進施設棟、管理棟
発注方式	性能発注(設計・施工一括発注)方式

上記の施工実績に相違ないことを証明します。

平成24年 3月13日

(証明者)